

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 2年10月 1日 至 令和 3年 9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団あしはら整形外科
- ① 財團 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 滋賀県大津市下阪本六丁目21番5号
- (3) 設立認可年月日 平成13年 7月31日
- (4) 設立登記年月日 平成13年 8月13日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	あしはら整形外科	滋賀県大津市下阪本 六丁目21番5号	無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 2年11月19日 令和1年度決算の決定
令和 2年11月19日 理事、監事の選任（兼任）
令和 3年 5月31日 令和3年度の事業計画及び収支予算の決定
〃 令和3年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人社団あしら整形外科
 所在地 滋賀県大津市下阪本六丁目 21番5号

※医療法人整理番号 □□□□□

財 産 目 錄
 (令和 3年 9月 30日現在)

1. 資 産 領	106,294 千円
2. 負 債 領	2,357 千円
3. 純 資 産 領	103,937 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	99,172
B 固定資産	7,122
C 資産合計	(A+B) 106,294
D 負債合計	2,357
E 純資産	(C-D) 103,937

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人社団あしはら整形外科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県大津市下阪本六丁目 21 番 5 号

貸 借 対 照 表

(令和 3年 9月 30 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	99,172	I 流動負債	2,062
II 固定資産	7,122	II 固定負債	295
1 有形固定資産	3,418	負債合計	2,357
2 無形固定資産	601	純資産の部	
3 その他の資産	3,103	科目	金額
		I 資本金	22,375
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	81,562
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	103,937
資産合計	106,294	負債・純資産合計	106,294

法人名 医療法人社団あしはら整形外科

※医療法人整理番号

所在地 滋賀県大津市下阪本六丁目21番5号

損 益 計 算 書
(自 令和 2年10月 1日 至 令和 3年 9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	67,874
2 事業費用	72,876
本来業務事業損失	
事 業 損 失	5,002
II 事業外収益	5,002
III 事業外費用	1,013
IV 特別利益	0
V 特別損失	3,989
税引前当期純損失	3
法人税等	0
当 期 純 損 失	3,986
	186
	4,172

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団あしら整形外科

理事長 葦原 滋 殿

私は、医療法人社団あしら整形外科の令和 2会計年度（令和 2年10月 1日から令和 3年 9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 3年11月18日

医療法人社団あしら整形

監事 葦原 良典